

国民年金

国民年金は、全ての国民を対象として、老齢・障害・死亡について必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。

従来は、被用者年金制度に加入していない自営業者等を対象としていましたが、「国民年金法等の一部を改正する法律」の施行日（昭和 61 年 4 月 1 日）以後は、国民年金の適用範囲が全ての国民に拡大され、被用者年金制度の被保険者及びその配偶者も国民年金の被保険者とすることになりました。したがって、被用者年金制度の被保険者は、厚生年金保険とともに国民年金にも加入することになりました。また、学生についても、平成 3 年 4 月から強制加入となりました。

国民年金は、老齢・障害・死亡について、全ての国民に共通の基礎的な年金給付として「基礎年金」の給付を行っていますが、基礎年金の給付に要する費用は、国民年金の被保険者全体で公平に負担するという考え方を基本としています。具体的には、自営業者等が納める保険料、被用者年金制度の被保険者及びその配偶者にかかる拠出金によって賄われています。また、基礎年金の給付金の一部は、国庫が負担しています。

国民年金の事業を運営する保険者は、国（厚生労働省）であり、日本年金機構が国民年金法の規定に基づく業務等を行っていますが、届出の受付等の業務は、区市町村の法定受託事務となっています。

1 被保険者

(1) 強制加入被保険者

国民年金の被保険者は次の 3 種類に区分されています。

ア 第 1 号被保険者

日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の方で、第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者でない方

イ 第 2 号被保険者

厚生年金保険の被保険者・共済組合の組合員

※65 歳以上の加入者で老齢（退職）年金などの受給資格のある方は除く

ウ 第 3 号被保険者

第 2 号被保険者の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の方

(2) 任意加入被保険者

ア 日本国内に住所を有する被用者年金制度の老齢（退職）年金を受けられる 20 歳以上 60 歳

未満の方

イ 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の方（高齢任意加入）

ウ 日本人で外国に居住している 20 歳以上 65 歳未満の方（在外任意加入）

エ 昭和 40 年 4 月 1 日以前生まれで老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の方（特例高齢任意加入）

国民年金被保険者加入状況

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
第 1 号被保険者	32,687	31,200	30,442	30,074	30,129
任意加入被保険者	847	795	771	768	738
第 3 号被保険者	12,982	13,031	12,970	12,866	12,705
合 計	46,565	44,965	44,079	43,610	43,572

(3) 届出

届出の際は届出人の身元確認を行っておりますので、運転免許証、パスポート等をお持ちください。

理 由	必要とするもの	受付窓口
厚生年金の加入者でなくなったとき (被扶養配偶者があればあわせて届出が必要)	・年金手帳（基礎年金番号通知書） ・退職日のわかるもの（退職証明、 離職票等）	国 保 年 金 課
任意加入を希望するとき	・年金手帳（基礎年金番号通知書）	
任意加入をやめるとき	・年金手帳（基礎年金番号通知書）	
第 3 号被保険者が配偶者の扶養でなくなったとき	・年金手帳（基礎年金番号通知書） ・扶養でなくなった日のわかるもの	

2 保険料

第 1 号被保険者の保険料は定額となっており、令和 2 年度は月額 16,540 円です。

保険料の改定経過

(円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
保険料	15,590	16,260	16,490	16,340	16,410	16,540

(1) 納付義務

保険料を納付する義務は、原則的には被保険者本人にあります。その被保険者の属する世帯の世帯主、被保険者の配偶者も連帯して納付の義務があります。

(2) 納付方法

保険料は、日本年金機構が発行する納付書によって指定する金融機関・コンビニなどで納めます。また、ご指定の預（貯）金口座から自動的に引き落とす「口座振替」、「クレジットカード納付」等があります。

(3) 納付期限

毎月の保険料は翌月の末日までに納付しなければならないことになっています。保険料は、納付期限を2年経過すると時効により納めることができなくなります。

(4) 前納

将来の一定期間の保険料をまとめて納付することができます。この場合、保険料が割引になります。また、前納した方が資格喪失した場合は、その月以後の保険料は還付されます。

(5) 免除

保険料の納付が困難な方には、免除制度があります。免除には、法定要件に該当すれば免除される「法定免除」と、本人の申請手続きと厚生労働大臣の承認により免除される「申請免除（全額・半額・4分の3免除・4分の1免除）」があります。免除の承認期間は老齢基礎年金等の受給資格期間に算入されますが、年金額に反映するのは、法定免除・全額免除の場合は8分の4、半額免除の場合は8分の6、4分の3免除の場合は8分の5、4分の1免除の場合は8分の7になります（割合は、21年4月分以降の承認期間）。一部免除期間について、受給期間に算入し年金額に反映させるためには、一部免除保険料を納付していることが必要です。

なお、平成26年4月から、法定免除に該当した月以後の期間は、申出により保険料を納付することが可能となりました。

ア 法定免除

(ア) 障害基礎年金又は被用者年金各法に基づく障害給付の受給権者（原則として1・2級の障害年金受給者）

(イ) 生活保護法の生活扶助を受けている方

(ウ) 厚生労働大臣が指定する施設（国立脊髄療養所、国立療養所など）に入所されている方

イ 申請免除（全額・半額免除・4分の3免除・4分の1免除）

（ア）所得がないとき

（イ）年間の所得が政令で定められる額以下のとき

（ウ）保険料の納付が著しく困難である場合として、政令で定める理由があるとき

※ 保険料が全額免除になるか一部免除になるかは、本人、配偶者及び世帯主の所得に基づき日本年金機構が審査します。

ウ 産前産後期間の保険料免除

第1号被保険者が出産を行った場合には、産前産後の一定期間が免除され、産前産後免除期間は全額納付したのものとして計算されます。免除される期間は、単胎のとき出産（予定）月の前月から4か月間、多胎のとき、出産（予定）月の3か月前から6か月間です。出産予定日の6か月前から申請可能です。

◆ (6) 納付猶予 ◆

免除制度のほかに保険料の納付が猶予される学生納付特例と納付猶予があります。納付猶予の承認期間は、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入されますが、年金額には、反映されません。

ア 学生納付特例

大学・短大等の学生で本人の所得が基準以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

イ 納付猶予

学生を除く50歳未満の第1号被保険者であって、本人及び配偶者の所得が全額免除基準以下の場合、保険料の納付が猶予されます。（平成28年7月1日から平成37年6月30日までの申請に限ります。平成28年6月以前は「30歳未満の方」が対象でした。）

保険料納付免除状況（免除・学生納付特例）

（件）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法定免除	1,157	1,134	1,144	1,134	1,140
申請免除・納付特例	7,422	7,423	7,776	7,788	8,232
合計	8,579	8,557	8,920	8,922	9,372

◆ (7) 追納 ◆

保険料の申請免除・納付猶予・学生納付特例を承認された期間は、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める（追納）ことができます。追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。ただし、承認を受けた翌年度から起算して3年度目以降には、保険料額に加算額が上乗せされます。

3 給付

国民年金の給付には、公的年金制度に共通する給付としての老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金と、第1号被保険者及び任意加入被保険者等に係る独自給付としての付加年金、寡婦年金、死亡一時金、及び特別一時金等があります（いずれの金額も令和2年4月現在）。

(1) 老齢基礎年金

ア 支給を受ける条件

保険料を納めた期間と免除された期間及び合算対象期間をあわせて10年以上ある方に65歳から支給されます。

イ 年金額

加入可能年数について保険料をすべて納付した場合、令和2年度は781,700円です。この金額は物価変動などに伴い増額または減額されます。保険料の未納期間がある場合はその期間に応じて減額されます。年金額は次の式で計算したものになります。平成21年度から国庫負担割合が2分の1に引き上げられました。

(計算式)

$$780,100 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \left(\frac{\text{保険料全額免除月数}}{8} \times \frac{4}{8} \right) + \left(\frac{\text{保険料半額免除月数}}{8} \times \frac{6}{8} \right) + \left(\frac{\text{保険料4分の3免除}}{8} \times \frac{5}{8} \right) + \left(\frac{\text{保険料4分の1免除}}{8} \times \frac{7}{8} \right)}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

ただし、平成21年3月分までは、全額免除は $\frac{2}{6}$ 、半額免除は $\frac{4}{6}$ 、4分の3免除は $\frac{3}{6}$ 、4分の1免除は $\frac{5}{6}$ で計算されます。

生年月日	加入可能年数
大正15年4月2日以降	25年
昭和2年4月2日以降	26年
昭和3年4月2日以降	27年
昭和4年4月2日以降	28年
昭和5年4月2日以降	29年
昭和6年4月2日以降	30年
昭和7年4月2日以降	31年
昭和8年4月2日以降	32年

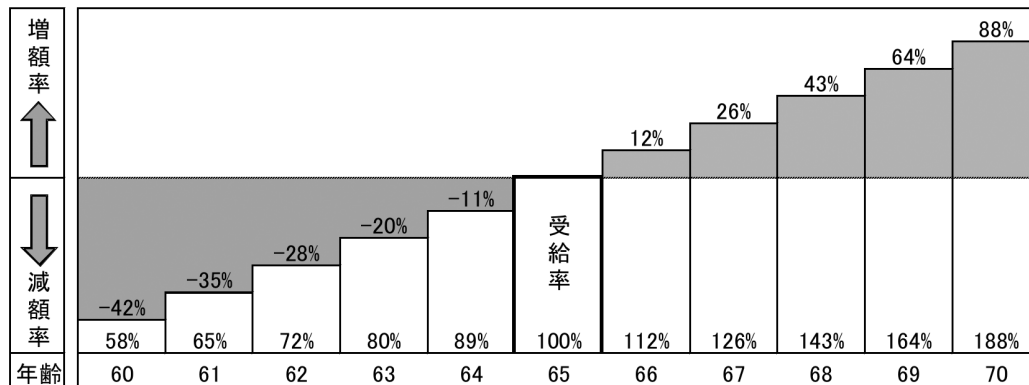
生年月日	加入可能年数
昭和9年4月2日以降	33年
昭和10年4月2日以降	34年
昭和11年4月2日以降	35年
昭和12年4月2日以降	36年
昭和13年4月2日以降	37年
昭和14年4月2日以降	38年
昭和15年4月2日以降	39年
昭和16年4月2日以降	40年

ウ 繰上げ支給・繰下げ支給

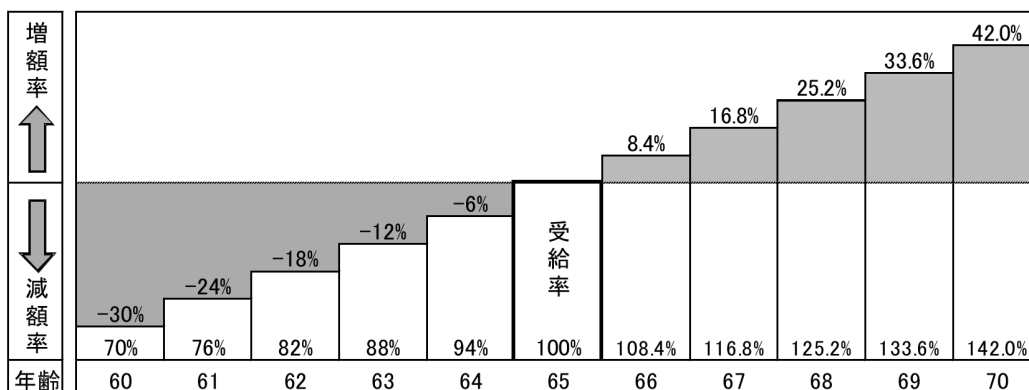
国民年金の支給開始年齢は基本的には65歳からですが、60歳以後希望する年齢から受け取ることもできます。この場合64歳11カ月以前で受け取り始めた方は減額され、満66歳以後に受け取り始めた方は増額されます。この減額率・増額率は生涯変わりません。なお、繰上げ支給を受けると次のような制限があります。

- (ア) 特別支給の老齢厚生年金や退職共済年金は支給停止になります（65歳まで。ただし、昭和16年4月2日生まれ以後の人は選択によって併給できる場合があります）。
- (イ) 遺族厚生年金や遺族共済年金と一緒に受けることはできません（65歳まで）。
- (ウ) 支給を受けた後、厚生年金に加入すると支給停止になります（65歳まで。ただし、昭和16年4月2日生まれ以後の人は支給停止にならない場合があります）。
- (エ) 障害基礎年金や寡婦年金も受けられません。

① 昭和16年4月1日生まれ以前の方に適用



② 昭和16年4月2日生まれ以後の方に適用



(2) 障害基礎年金

ア 支給を受ける条件

障害基礎年金は次の（ア）～（ウ）の条件を満たしている方に支給されます。

- (ア) 国民年金加入中に初診日のある病気・けがで障害者になったこと（60歳以上65歳未満の方で国内在住中に初診日がある病気やけがで障害者になったときも含む）
 - ・初診日…障害の原因となった病気・けがについてはじめて医師の診療を受けた日
 - (イ) 障害認定日に障害等級表の1級または2級の障害になっていること
 - ・障害認定日…障害の程度を定める日のことで初診日から1年6カ月経過した日か、その期間に治った日（症状が固定した日を含む）
 - (ウ) 初診日のある月の前々月までに被保険者期間のあるときは、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて、その期間のうちの3分の2以上あること。
- または、初診日が令和8年3月31日までにある場合、直近の1年間に滞納がないこと。

・昭和 61 年 3 月 31 日までに初診日がある場合、「初診日のある月の前々月」は「直近の基準月（1、4、7、10 月）の前月」になります。

※20 歳前に初診日がある場合

20 歳前（国民年金に加入する前）に初診日がある場合は 20 歳になったとき（障害認定日が 20 歳以後のときは障害認定日）に障害等級表の 1・2 級に該当する障害の状態になっていれば障害基礎年金が支給されます。また、20 歳になったとき（又は障害認定日）に障害基礎年金に該当する障害の状態でなくても、その後 65 歳になるまでに該当するようになれば本人の請求により支給されます。ただし、本人に限度額を超えた所得のあるとき、他の公的年金を受けられるとき、日本に住所がなくなったとき等には年金の全額または 2 分の 1 が支給停止されます。

イ 年金額

年金額は定額で、子（18 歳到達年度の末日までにある子・障害のある場合は 20 歳未満）がある場合には加算があります。

年金額		子の加算		
1 級	977,125 円	1 人目・2 人目の子	1 人につき	224,900 円
2 級	781,700 円	3 人目以降の子	1 人につき	75,000 円

◆ (3) 特別障害給付金 ◆

(平成 17 年度から)

ア 支給を受ける条件

特別障害給付金は次の条件を満たしている方に支給されます。

(ア) 次の①または②にあてはまり、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があること

- ① 平成 3 年 3 月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和 61 年 3 月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

(イ) 現在、障害等級表の 1 級または 2 級の障害になっていること

65 歳を過ぎている方は 65 歳前にすでに 1 級または 2 級の障害に該当していること

イ 支給額

(ア) 障害基礎年金 1 級相当に該当する場合 月額 52,450 円

(イ) 障害基礎年金 2 級相当に該当する場合 月額 41,960 円

ただし、本人に限度額を超える所得のあるとき、日本に住所がなくなったとき等は、給付金の全額または 2 分の 1 が支給停止されます。また、老齢年金・遺族年金等を受給している場合には、その受給額相当は支給されません。

ウ 受付実績

(人)

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
0	0	0	0	0

(4) 遺族基礎年金

ア 支給を受ける条件

遺族基礎年金は次のいずれかに該当する方が亡くなったときにその遺族（子のある配偶者または子）に支給されます。

(ア) 国民年金に加入している方

(イ) 以前国民年金に加入していた 60 歳以上 65 歳未満で国内在住の方

(ウ) 老齢基礎年金を受けている方

※保険料を納めた期間と免除された期間及び合算対象期間をあわせて 25 年以上ある方に限ります。

(エ) 保険料を納めた期間と免除された期間及び合算対象期間をあわせて 25 年以上ある方

※ (ア) と (イ) の方については次の納付要件を満たしていることが必要です。

死亡日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて、その期間の 3 分の 2 以上あること。または、死亡日が平成 38 年 3 月 31 日までにある場合、直近の 1 年間に滞納がないこと。

※ 遺族の範囲

死亡当時、亡くなった方によって生計を維持されていた配偶者または子

① 死亡した夫（または妻）の子（18 歳到達年度の末日までにある子・障害のある場合は 20 歳未満）と生計を同じくしている妻（または夫）

② 死亡した人の子（18 歳到達年度の末日までにある子・障害のある場合は 20 歳未満）

イ 年金額

(ア) 配偶者が受け取る年金額……基本額に子の加算額を加算した額になります。

(円)

	基本額	加算額	合計
子が 1 人いる配偶者	781,700	224,900	1,006,600
子が 2 人いる配偶者	781,700	449,800	1,231,500
子が 3 人いる配偶者	781,700	524,800	1,306,500

* 3 人目以降は 1 人につき 74,800 円が加算されます。

(イ) 子が受け取る年金額……1 人当たりの年金額は基本額に子の加算額を加え年金を受け取る子の数で割った額になります。

(円)

	基本額	加算額	合計	1 人当たりの支給額
子が 1 人のとき	781,700	—	781,700	781,700
子が 2 人のとき	781,700	224,900	1,006,600	503,300
子が 3 人のとき	781,700	299,900	1,081,600	360,533

* 3 人目以降は 1 人につき 74,800 円が加算されます。

(5) 付加年金

第1号被保険者及び任意加入被保険者が、定額保険料に付加年金保険料（月額400円）を加算して納付すると、「200円×付加保険料の納付月数」が、老齢基礎年金に上乗せされます。

(6) 寡婦年金

第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）として保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて10年以上ある夫が何の年金も受けずに死亡したとき、死亡当時夫によって生計を維持され、かつ、婚姻期間が10年以上継続している妻に60歳から65歳になるまで支給されます。年金額は夫の老齢基礎年金の4分の3です。

(7) 死亡一時金

第1号被保険者（任意加入者を含む）として保険料を3年以上納めた方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま死亡したとき、保険料を納付した期間と一部免除期間の4分の1・2分の1・4分の3に相当する月数に相当する期間に応じて下表のとおり支給されます。

なお、死亡一時金と寡婦年金の両方を受けられるときは選択になります。

(円)

保険料納付済月数等	金額	保険料納付済月数等	金額
3年以上15年未満	120,000	25年以上30年未満	220,000
15年以上20年未満	145,000	30年以上35年未満	270,000
20年以上25年未満	170,000	35年以上40年未満	320,000

*付加保険料を3年以上納付の場合8,500円を加算

※遺族の範囲

死亡当時、亡くなった方と生計を同一にしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母または兄弟姉妹。

(8) 特別一時金

旧法等の障害年金受給権者で昭和61年4月1日前に国民年金に任意加入していた方、または法定免除された保険料を追納した方については、一定の条件に該当すれば、一時金を受給できます。

(9) 旧制度の給付

旧制度には、保険料納付済期間と免除期間を合わせて10年以上ある方が65歳に達したときに支給される老齢年金、各種公的年金制度の加入期間を合わせて一定期間以上になればそれぞれの制度から支給される通算老齢年金、その他障害年金、母子年金、遺児年金などがあります。

老齢給付については大正15年4月1日以前に生まれた方、その後生まれた方でも被用者年金の老齢年金受給権のある方に適用され、障害給付については障害認定日が昭和61年3月31日以前の場合、

遺族給付については死亡日が昭和 61 年 3 月 31 日以前の場合に適用されます。また、国民年金発足時においてすでに高齢であった方には、無拠出の老齢福祉年金があります。原則的には明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた方に支給されますが、本人、配偶者及び扶養義務者の所得制限があります。

国民年金給付状況（拠出年金） (人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
老齢基礎年金	31,475	32,112	33,356	33,813	34,233
老 齢 年 金	1,737	1,550	1,383	1,247	1,103
通算老齢年金	1,018	891	784	666	563
障害基礎年金	476	491	494	503	514
障 害 年 金	56	54	51	51	46
遺族基礎年金	51	46	44	40	42
母 子 年 金	0	0	0	0	0
遺 児 年 金	0	0	0	0	0
寡 婦 年 金	29	28	23	20	15
計	34,842	35,172	36,135	36,340	36,516

国民年金給付状況（福祉年金） (人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
老齢福祉年金	3	2	0	0	0
障害基礎年金	951	975	989	1,011	1,023
計	954	977	989	1,011	1,023

(10) 裁定請求

年金を受けるには、各支給要件を満たしていなければなりません。要件を満たすようになれば自動的に年金が受けられるのではなく、本人が請求の手続きをすることが必要になります。この請求を裁定請求といい、受け取る年金や加入状況によって請求先が違います。

加入していた年金制度		請求する年金	提出先
厚生年金保険等の加入期間のある人	最終の加入制度が厚生年金保険の人	60歳前半の老齢厚生年金 老齢厚生年金 老齢基礎年金	最終の事業所を管轄する年金事務所
	最終の加入制度が国民年金または共済組合の人	60歳前半の老齢厚生年金 老齢厚生年金 老齢基礎年金	住所地を管轄する年金事務所
	※共済組合の加入期間がある人は上記のほかに共済年金の請求手続きを別途行います。	60歳前半の退職共済年金 退職共済年金	最後に加入していた共済組合
国民年金の加入期間のみの人	第1号被保険者期間のみの人	老齢基礎年金	住所地の区市町村役場
	第3号被保険者期間がある人		住所地を管轄する年金事務所
共済組合の加入期間のみの人		60歳前半の退職共済年金 退職共済年金 老齢基礎年金	最後に加入していた共済組合

※ 60歳前半の老齢厚生年金を受給している人が65歳になり老齢基礎年金と老齢厚生年金に切り替わるときは、日本年金機構からハガキ様式の裁定請求書が送付されますので、必要事項を記入し市区町村の証明を受けて65歳の誕生日（1日生まれの人は前月）の末日までに返送してください。

(11) 年金の支給

年金の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から開始され、権利が消滅した月の属する月まで続きます。引き続き年金を受けるためには現況届や定時届の提出が必要です。

年金の種類	支払月	現況届の提出時期	提出場所
老齢基礎年金 老齢年金 通算老齢年金 障害基礎年金 遺族基礎年金 寡婦年金 障害年金 母子年金等	2、4、6、8、10、 12月の年6回 それぞれ前2カ月分 が支払われます	誕生月	日本年金機構

平成18年10月から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して年金受給者の現況確認を行うことになりました。これにより、基本的に現況届の提出は不要となりました。

- * 住所変更については、平成23年7月以降、日本年金機構に住民票コードが収録されている方の届出が不要になりました。
- * 受取口座を変えるときは、支払機関の変更届の提出が必要です。

4 年金相談

日本年金機構文京年金事務所では、予約制による年金相談も実施しています。

住所 千石一丁目6番15号

電話 3945-1141

(国保年金課国民年金係)

